

旭川市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
(令和5年度第4回)

報告事項 第1号

第9期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画骨子について

第9期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

【 骨子 】

介護保険法第116条第1項に基づき、国の示す基本指針に即して市町村は介護保険事業計画を定めることとされています。本年7月に開催された社会保障審議会介護保険部会において、基本指針案が諮られており、これを踏まえて本市の計画を検討する必要があります。

基本指針において、記載の充実が検討されている主な事項と本市の考え方は、次のとおりです。

第9期介護保険事業計画において記載を充実する主な事項

1 介護サービス基盤の計画的な整備

○今後の高齢者の増減や介護保険サービスのニーズについて関係者と共有し、介護サービス基盤整備のあり方を議論することで、既存施設や事業所の今後のあり方も含めて検討する。

(原文)中長期的な介護ニーズの見通し等について、介護サービス事業者を含め、地域の関係者と共有し、介護サービス基盤整備の在り方を議論することが重要であり、限りある地域の社会資源を効率的かつ効果的に活用していくため、既存施設や事業所の今後の在り方を含めて検討する

【本市の考え方】

本市の第8期計画における推計人口では、2025年に高齢者人口のピーク、2031年に後期高齢者人口のピークが来ると推計していましたが、住民基本台帳の年齢別人口の増減を見ると、高齢者人口は2022年をピークに既に減少傾向が見られます。しかし、後期高齢者人口の増加により、介護保険サービスの利用者数は今後も増加することが予想されます。

また、市内の介護サービス事業所における人材不足が深刻化しており、サービス基盤整備に当たっては、既存事業所の有効活用、介護人材確保対策を含めて検討します。

○住民の加齢により医療及び介護の効率的かつ効果的な提供が重要になることから、効率的かつ効果的な取組を計画に定めるよう努める。

(原文)住民の加齢に伴う身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえた医療及び介護の効率的かつ効果的な提供の重要性に留意することが重要であり、市町村と後期高齢者医療広域連合等が連携して行う高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施など、医療及び介護を効果的かつ効率的に提供するための取組等を計画に定めるよう努めることが重要である

【本市の考え方】

通いの場への関与により、高齢者の状態を把握するとともに、国保データベース（KDB）システムや地域のネットワークを活用し、健康状態不明者及びハイリスク者を早期に把握し、適切な支援につなげていきます。

○柔軟なサービス提供によるケアの質の向上や家族負担の軽減に資するよう、従来の地域密着型サービスに加え、新しい複合型サービスを検討する。

(原文)様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、既存資源等を活用した複合型サービスを整備していくことも重要である。

【本市の考え方】

「新しい複合型サービス」が国の社会保障審議会において検討されており、訪問系・通所系サービスの組み合わせを念頭に置いた議論がされていましたが、まだ詳細が決定していないことから、本市の第9期介護保険事業計画において整備予定はありません。従来の地域密着型サービスも含め、利用者のニーズ把握及び事業所の意向把握を行い、サービス提供体制について検討していきます。

○関係団体等と連携しながら、訪問リハビリテーション等の更なる普及や、介護老人保健施設による在宅療養支援機能の充実を図ります。

(原文)居宅要介護者の生活を支えるため、訪問リハビリテーション等の更なる普及や、介護老人保健施設による在宅療養支援機能の充実を図ることが重要である。そのため、関係団体等と連携した上で、介護老人保健施設等に対する協力要請や医療専門職の確保等の取組を行うことが重要である。

【本市の考え方】

本市では、リハビリテーション専門職等の市内の医療専門職がケアマネジャーに同行訪問すること等により支援する体制を整備しているため、今後も市内の医療専門職と積極的に連携し、在宅療養の機能を充実していきます。

2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

○総合事業の充実化について第9期介護保険事業計画期間中に集中的に取り組むこととし、地域住民の主体的な参画を促進していく。

(原文)総合事業の充実化については、第九期介護保険事業計画期間中に集中的に取り組むことが重要であり、地域共生社会の実現という観点からも、総合事業の多様なサービス等において地域住民の主体的な参画を促進していくことが必要である。

【本市の考え方】

第9期計画において、効果的な実施方法を検証し、担い手の介護予防という視点も重視しながら、住民全体を含む地域の実情に応じた多様なサービスの整備を進めていきます。

○家族介護者支援について、認知症対応型共同生活介護などの地域拠点が行う伴走型支援、認知症カフェの活動、ケアマネジャーによる仕事と介護の両立支援などの取組を行うとともに、ヤングケアラーを支援している関係機関とセンターが連携を図る。

(原文)介護離職の防止など、家族介護者の支援の充実のためには、地域包括支援センターの土日祝日の開所や、電話等による相談体制の拡充、地域に出向いた相談会の実施のほか、認知症対応型共同生活介護などの地域拠点が行う伴走型支援、認知症カフェの活動、介護支援専門員による仕事と介護の両立支援などの取組や、ヤングケアラーを支援している関係機関との地域包括支援センターの連携など、地域の実情を踏まえた家族介護者支援の強化について、具体的な取組を市町村介護保険事業計画に定めることが重要である。

【本市の考え方】

家族介護者支援については、介護者が抱える課題により、医療・福祉・介護・教育等の様々な分野が関係します。地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所などの関係機関が連携し、**家族介護者の実態把握**、**相談窓口の周知を行い**、必要な支援につなげる取組を進めます。

また、本市において、令和5年度から「旭川市ヤングケアラー等支援事業」として家事支援ヘルパーの派遣を行っており、ヤングケアラーについては、子育て支援の担当部署と連携した支援を実施します。

○以下の取組等を通じた地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保体制整備等。

- ・居宅介護支援事業所への介護予防支援の指定対象の拡大及び包括的・継続的ケアマネジメント支援業務による一定の関与を図る
- ・居宅介護支援事業所等、地域の拠点を活用したセンター業務の体制整備を推進

(原文)地域包括支援センターの体制を整備するに当たっては、次の取組等を行うことが考えられる。

- イ 地域包括支援センターが行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等による一定の関与をした上での、居宅介護支援事業所への介護予防支援の指定対象拡大
- ロ 居宅介護支援事業所等、地域の拠点の活用による地域包括支援センター業務の体制整備の推進(総合相談支援業務の部分委託、ブランチ・サブセンターとしての活用)
- ハ 柔軟な職員配置(地域包括支援センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、複数拠点で合算して3職種を配置、「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の「準ずる者」の適切な範囲を設定するなど)

【本市の考え方】

地域包括支援センターの機能を居宅介護支援事業所等と分担することで、業務負担軽減と質の確保を図ることが明記されました。

本市においては、市内の居宅介護支援事業所の負担軽減も重要な課題と認識しているため、地域包括支援センターや他機関の全体の負担を勘案しながら、最適な支援体制・連携方法を検討していきます。

○国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて認知症施策を推進。

(原文)令和五年通常国会で成立した共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行に向けては、国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて認知症施策を推進していく必要があることに留意すること。

【本市の考え方】

国や北海道が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえながら、本市の認知症施策推進計画の策定について検討します。

○養護者等による高齢者虐待については、PDCA サイクルを活用し計画的に対策に取り組む。また、養護者に該当しない者からの虐待防止やセルフ・ネグレクト等についても高齢者の権利擁護業務として対応。

(原文)(四) 高齢者虐待防止対策の推進

市町村は、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者に対する虐待等の権利侵害を防止して、高齢者の尊厳の保持と安全で安心できる生活環境や福祉サービス利用環境の構築を目指すため、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待の双方について、PDCA サイクルを活用し、計画的に高齢者虐待防止対策に取り組むことが重要である。

計画策定に当たっては、高齢者虐待防止法に基づく調査結果等の既存指標(介護サービス相談員派遣事業の活動目標や体制整備項目等)を活用した上で、地域ケア推進会議等の場を活用するなど幅広い関係者と協議し、重点的に取り組む目標値(評価指標)を計画に定めるとともに、事後評価を行うことが有効である。

また、養護者に該当しない者からの虐待防止やセルフ・ネグレクト等の権利侵害の防止についても高齢者の権利擁護業務として対応する必要があることから、関係部署・機関等との連携体制強化を図ることも重要である。

【本市の考え方】

今回の基本指針で新設された項目です。高齢者虐待防止対策について、目標設定やPDCA サイクルによる計画的対応を行うことが明記されたほか、養護者でない者からの虐待防止やセルフ・ネグレクトについては権利擁護業務で対応することが明記されました。

高齢者虐待防止対策については、引き続き、地域住民や関係機関への普及啓発、地域包括支援センターや介護保険事業所、医療機関等との連携し、**実態把握を行う**とともに、PDCA サイクルの活用を含め、より効果的な虐待防止の取組みについて検討していきます。

養護者以外の者からの虐待防止やセルフ・ネグレクト等については、権利擁護業務の一つとして対応しており、引き続き連携体制の強化を進めていきます。

○独居の困窮者・高齢者等の増加が見込まれる中での住まいの確保。

(原文)今後、独居の困窮者・高齢者等の増加が見込まれる中において、住まいをいかに確保するかは、高齢期を含む生活の維持の観点に加え、地域共生社会の実現の観点からも非常に重要な課題である。

…

市町村は、高齢者向け住まいの確保を図るに当たり、地域の人口動態、医療・介護ニーズ及び高齢者の住まいに関するニーズを分析するとともに、住宅政策を所管する部局等と連携して、当該ニーズに対し、既存の施設やサービス基盤を組み合わせつつ、計画的に対応していく必要がある。

【本市の考え方】

本市の有料老人ホームの施設数及び定員数は、他の中核市と比較して多く、在宅生活に困難を抱える高齢者の受け皿の一端を担っている現状があります。

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅について、人員配置基準等が定められる特定施設入居者生活介護への転換を進めることで、より適切な介護サービスが提供できる体制を整備します。

○給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化。

(原文)第九期からの調整交付金の算定に当たっては、要介護認定の適正化、ケアプラン点検、縦覧点検・医療情報との突合といったいわゆる主要三事業の取組状況を勘案することとしたところである。

主要三事業、あるいは地域の実情に応じて介護給付の適正化に資する多様な取組を構想し、介護給付の不合理な地域差の改善や介護給付の適正化に向けて都道府県と協議の場で議論を行い、その取組内容と目標について市町村介護保険事業計画に盛り込むこと。なお、主要三事業の取組状況については公表することとする。

また、国保連合会の介護給付適正化システムにより出力される給付実績等の帳票を活用した縦覧点検・医療情報との突合及びケアプランの点検について、効果的・効率的に事業を実施するため、効果等が期待される帳票を優先して点検を行うことが重要である。

【本市の考え方】

保険者の事務負担の軽減を図りつつ、効果的・効率的に事業を実施するため、これまでの給付適正化主要5事業を3事業に再編することとなりました。費用対効果が見えにくい「介護給付費通知」が任意事業となり、実施の効率化を図るため「住宅改修の点検・福祉用具購入・貸与調査」が「ケアプラン点検」へ統合されました。

国の見直しの方向性を踏まえ、介護給付費通知の取組を廃止し、新たな取組である「居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証」や、「医療情報との突合や縦覧点検」の充実を図るなど、介護給付費の適正化の効果的な運用に努めます。

■適正化主要5事業の再編の概要

事業	見直しの内容	見直し後
要介護認定の適正化	・要介護認定の平準化を図る取組を更に進める。	要介護認定の適正化
ケアプランの点検	・一本化する。	ケアプランの点検 住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査
住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査	・国保連からの給付実績帳票を活用し、費用対効果が期待される帳票に重点化する。 ・小規模保険者等にも配慮し、都道府県の関与を強める。(協議の場で検討)	
医療情報との突合・縦覧点検	・費用対効果が期待される帳票に重点化する。 ・小規模保険者等にも配慮し、国保連への委託を進める。(協議の場で検討)	医療情報との突合 ・縦覧点検
介護給付費通知	・費用対効果が見えにくいいため、主要事業から除外し任意事業とする。	

3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

○人材確保の観点の取組を充実。

(原文)ケアマネジメントの質の向上及び介護支援専門員の人材確保に取り組むことが重要である。

…

さらに、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備や人材確保の観点から、共生型サービスの活用も重要である。

…

(特に外国人介護人材の確保・定着に当たっては、多文化共生や日本語教育等の担当部局と連携にも十分留意すること。)

【本市の考え方】

人材確保については、都道府県の取組に関して新たに明記されたものが多く、市町村の取組についてはケアマネジャーの確保や外国人材の確保・定着に関することが記載されています。

本市のこれまでの取組の効果を検証しながら、**介護人材の確保及び介護現場の生産性の向上を図るため、介護現場の業務仕分けや介護助手の活用、外国人介護人材の参入促進、介護の仕事の魅力発信等の取組を進めます。**また、総合事業の多様化による住民主体の担い手の確保について取組みます。

○文書負担軽減を図っていくため、指定申請や報酬請求等に係る標準様式や「電子申請・届出システム」の使用の基本原則化に向けて取組む。

(原文)介護分野の文書負担軽減の観点から、指定申請や報酬請求等に係る国が定める標準様式及び「電子申請・届出システム」の使用の基本原則化に向けて、令和五年三月に介護保険法施行規則等が改正された。これにより、市町村等においては、令和八年三月三十一日までに「電子申請・届出システム」の使用に向けた準備を完了する必要があることから、条例や規則の改正等を遅滞なく進めることが重要である。

なお、標準様式及び「電子申請・届出システム」の活用により、区域外指定を受ける地域密着型サービス事業者が複数市町村に対して行う指定申請にかかる事務負担も軽減される。

【本市の考え方】

本市においても順次「電子申請・届出システム」の導入を図り、事業者等の事務負担の軽減を図ります。

第9期計画の方向性について

基本指針では、団塊の世代が全員 75 歳以上となる 2025 年を迎える中、これまで以上に中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標について優先順位を検討した上で計画に定めることの重要性が示されています。

また、「新たな複合的な在宅サービスの整備」「ヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組」「認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進」など、様々な新しい項目が記載されているものの、これまでの取組を大幅に変えるような大きな制度の変更はありません。

したがって第9期計画では、第8期計画の内容を継承しながら、今日的な課題への対応を位置付け、旭川市の地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていくものとします。

第9期計画の構成

第1章 計画の概要

第2章 旭川市を取り巻く状況

第3章 人口推計

第4章 旭川市の地域包括ケアシステムの現状と課題

第5章 基本理念・基本目標

第6章 日常生活圏域

第7章 施策の展開

第8章 介護保険サービス費用・介護保険料

第9章 計画の推進について

資料編

各章の策定方針

第1章 計画の概要

本計画の法的根拠や背景、行政計画の中での位置付けについて記載します。

本章に記述する項目（概要）

1 計画の策定根拠

計画の法的根拠等を記述します。

2 計画の期間

令和6～8年度

3 計画の性格

第9期計画期間において、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎え、また、本市における高齢者人口は2022年をピークに既に減少傾向が**見られる**ことから、国の施策にならうだけでなく本市の特性を踏まえた地域包括ケアシステムの構築に向けた計画を策定する必要があることを記述します。

4 介護保険制度の動向

国の基本指針の内容や関連する法改正を記述します。

第2章 旭川市を取り巻く状況

本市の基礎データやアンケート調査結果等から、対応を検討すべき課題を含むものを中心に記述します。

本章に記述する項目

1 高齢者の現状

人口推移、要介護者数の動向、その他データについて記述します。

2 アンケート調査にみる現状

アンケート調査結果について、重要な部分を記述します。

第3章 人口推計

本市の高齢者人口を中心とした推計を記述します。

本章に記述する項目

1 人口推計

本市の総合計画で採用された人口推計手法(コーホート要因法)に準じ、住民基本台帳を**基**にした人口推計を独自に行ったものを記述します。

2 要介護等認定者の推計

要介護等認定者数の推計や、認定率の推移を記述します。

第4章 旭川市の地域包括ケアシステムの現状と課題

第8期計画の総括を踏まえ、本市の特性や課題を記述します。

本章に記述する項目

1 指標の達成度

第8期計画で設定した指標の達成度を記述します。

2 現状と課題

地域包括ケアシステムを構成する5つの要素の下、本市の現状と課題を記述します。

第5章 基本理念・基本目標

本計画の基本理念や施策体系を記述します。基本的には、これまでの考え方を継承しつつ、社会情勢や国の施策動向などを踏まえ、内容を検討します。

本章に記述する項目

1 基本理念 2 基本目標 3 施策体系 4 重点施策

第6章 日常生活圏域

本市では、地域包括支援センターの担当エリアとリンクするように設定しています。圏域ごとの状況や社会資源を記述します。

本章に記述する項目

1 日常生活圏域の設定

地域包括支援センターの体制に変更はないため、現行の11圏域とします。

2 日常生活圏域の状況

それぞれの圏域の人口やサービス整備状況を記述します。

第7章 施策の展開

第6章で設定した施策体系を基に、具体的な施策・事業を設定します。

第8章 介護保険サービス費用・介護保険料

本年までの介護保険サービスの利用や給付費の動向から、今後の推計を行い、介護保険料の設定を行います。

本章に記述する項目

1 給付動向

第8期計画までの給付の動向を記述します。

2 施設・居住系サービスの整備方針

各サービスの今後の整備方針を記述します。

3 介護保険サービス見込量と費用の推計

今後のニーズ量や費用の動向を推計します。

4 介護保険料の設定

サービス整備方針や費用推計を踏まえ、第9期計画期間の介護保険料を設定します。ただし、介護保険料の最終決定は、来年1月の報酬改定以降になります。

5 低所得者への支援

低所得者へのサービス利用者負担軽減などについて記述します。

第9章 計画の推進について

本計画を通じて達成を目指す指標を設定します。

資料編